

第5次

島根県たばこ対策指針



健康長寿しまねマスコットキャラクター
まめなくん

令和6年3月
島根県

はじめに

島根県では、健康長寿日本一を掲げ、県民、関係機関・団体、行政が三位一体となった、「健康長寿しまね県民運動」として、運動習慣の普及や望ましい食生活の定着、たばこ対策、歯の健康づくりといった、様々な健康づくり活動を進めてまいりました。

その中でも、たばこ対策は、喫煙者本人の健康影響だけではなく、周りの人がたばこの煙を吸わされる受動喫煙や、20歳未満の者の喫煙などの問題があり、社会的な取組が重要であることから、平成16年2月に「島根県たばこ対策指針」を策定し、関係機関・団体等と連携してたばこ対策に取り組んでまいりました。

この間、県民、関係機関・団体、行政でのたばこ対策の取組も広がり、20歳未満の者の喫煙率の減少や、受動喫煙防止対策に取り組む施設等の増加といった成果がみられますが、喫煙による健康への影響や望まない受動喫煙をなくすためには、継続してたばこ対策に取り組むことが必要です。

また、令和2年4月からの改正健康増進法の全面施行や、新型たばこの普及など、たばこ対策を取り巻く状況は時代とともに変化しています。

こうしたことを受け、たばこ対策全体の取組をより一層推進するため、「第5次島根県たばこ対策指針」を策定いたしました。

市町村や関係機関・団体におかれましても、本指針の趣旨をご理解いただき、すべての県民が健康で明るく生きがいをもって生活できる社会の実現をめざし、たばこ対策を推進していただきますようお願いいたします。

令和6年3月

島根県健康福祉部長

安 食 治 外

「島根県たばこ対策指針」の目次

1. 指針策定の趣旨	1
2. 宣言	2
3. 指針の期間	3
4. たばこ対策の目標と方向性	
(1) 20歳未満の者の喫煙防止	3
(2) 受動喫煙防止	5
(3) 禁煙サポート	6
(4) 普及啓発	7
5. 重点的に取り組むべき事項	8
6. 各機関における取組	9
7. 指針の推進と進行管理	9
参考資料	
● 島根県のたばこ対策等の現状	10
● 関連法令等	16

- 島根県では、従来から健康長寿日本一を目指し「健康長寿しまね県民運動」として、様々な取組を推進しています。
- 平成 15 年 5 月には、健康増進法が施行され、平成 16 年 2 月に「島根県たばこ対策指針」（平成 20 年、平成 27 年、令和元年改定）を策定し、指針に基づいてたばこ対策に取り組んできました。
- また、平成 30 年 7 月には、健康増進法が改正され、「望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等を定める」こととなりました。
- 本指針では、従来から掲げている対策の 4 本柱（「20 歳未満の者の喫煙防止」「受動喫煙防止」「禁煙サポート」「普及啓発」）を継続しながら、改正健康増進法における受動喫煙防止対策の強化に取り組み、更に「たばこ対策」の推進を図ります。

たばこ対策の柱

- ① 柱1 20 歳未満の者の喫煙防止
- ② 柱2 受動喫煙防止
- ③ 柱3 禁煙サポート
- ④ 柱4 普及啓発

島根県は、健康長寿日本一を目指して、「たばこ対策」の基本方針を以下のとおり宣言します。

市町村、地域や職場、事業所、関係機関、関係団体などにおいても、それぞれの立場から「たばこ対策推進宣言」をし、具体的かつ主体的に取り組まれるよう、県は推進していきます。

島根県たばこ対策推進宣言

平成 27 年 3 月
(令和 6 年 3 月一部改訂)

- (1) 将来を担う子ども達に最初の 1 本を吸わせない取組をすすめます。
～小学生から大学生、
専門学生等の 20 歳未満の者の喫煙防止の取組～
- (2) たばこの煙からみんなの健康を守る受動喫煙防止対策を推進します。
～県・市町村庁舎、学校、地域、職場、観光地でも～
- (3) 禁煙をしたい人の禁煙を応援します。
～医療機関や薬局など身近な相談機関の拡大～
- (4) 喫煙が健康に及ぼす影響について、わかりやすく周知します。
～地域、学校、職場、イベント、
マスメディアなどあらゆる機会を通じて～

3 指針の期間

令和6（2024）年度から令和11（2029）年度の6年間とします。

ただし、計画策定後のたばこ対策を取り巻く状況の変化によって、必要に応じて見直すこととします。

4 たばこ対策の目標と方向性

柱1 20歳未満の者の喫煙防止

（方向性）

1. 子どものころから、喫煙防止の意識の醸成に努める。
2. 子どもたちへ、効果的な喫煙防止教育を推進する。
3. 保護者や地域、関係者へ働きかけ、意識を高める。
4. 街頭指導等により、喫煙防止への意識啓発を図る。

目標1. 喫煙経験のある小中高校生の割合を減らす（0％に）（％）

		現状値	目標値	出典
小学生 (5.6年)	男	2.1	0.0	20歳未満の者の飲酒・喫煙防止についての調査 (県健康推進課) 現状値：R5年度
	女	1.7		
	性別未回答	5.0		
中学生 (2年)	男	2.9		
	女	0.9		
	性別未回答	17.1		
高校生 (2年)	男	3.6		
	女	1.4		
	性別未回答	0.0		

目標：健康長寿しまね推進計画、健やか親子しまね計画

目標2. あらゆる機会を利用して、子どもへたばこの害について伝える

① 学校で喫煙・飲酒防止教室を実施している学校割合 (%)

	現状値	目標値	出典
小学校	34.0	増加	県教育庁保健体育課調査 現状値：R4 年度
中学校	44.6	100.0	
高等学校	25.0		

目標：健康長寿しまね推進計画

② 「20歳になった時にたばこを吸っていない^(※)」と思う生徒の割合 (%)

		現状値	目標値	出典
小学生 (5.6年)	男	83.8	100.0	20歳未満の者の飲酒・喫煙防止についての調査 (県健康推進課) 現状値：R5 年度 (※)「絶対に吸っていない」 「たぶん吸っていない」と回答した者の割合
	女	87.7		
	性別未回答	67.5		
中学生 (2年)	男	84.8		
	女	92.6		
	性別未回答	46.3		
高校生 (2年)	男	88.8		
	女	93.7		
	性別未回答	63.1		

柱2 受動喫煙防止

(方向性)

1. 県民や多数の者が利用する施設や職場等の受動喫煙防止の取組を推進する。
2. 受動喫煙防止の取組の紹介や、助成制度等に関する情報提供を行う。
3. 家庭内などあらゆる場所で、20歳未満の者等が望まない受動喫煙にさらされることを防ぐ取組を行う。
4. 特に「望まない受動喫煙」を受ける機会・場所について現状把握を行い、状況が改善されるよう重点的な取組を行う。

目標1. 全ての小学校、中学校、高校で敷地内全面禁煙^(※)を実施する (%)

	現状値	目標値	出典
小学校	100.0	100.0	市町村庁舎及び学校等の受動喫煙防止対策状況調査（県健康推進課） 現状値：R5年度 (※) 改正健康増進法で規定されている特定屋外喫煙場所を設置していない。
中学校	100.0		
高等学校	98.3		

目標2. 「望まない受動喫煙」を受ける機会・場所を把握し、重点的な取組を行うことで、受動喫煙を受ける者の割合^(※)を減らす (%) (指針の見直し時期に合わせ再度調査を行い評価する)

	現状値	目標値	出典
家庭	16.8	減少	しまね web モニター調査（県健康推進課） 現状値：R5年度 (※) 受動喫煙を受けた機会が「ほぼ毎日」「週に数回程度」「週に1回程度」「月に1回程度」と回答した割合（「行かなかった」と回答した者を除く）
職場	23.4		
学校	3.2		
飲食店	23.8		
遊技場	17.7		
行政機関	10.3		
医療機関	6.6		
公共交通機関	8.9		
路上	36.4		
上記以外で子どもが利用する屋外の空間	20.7		

柱3 禁煙サポート

(方向性)

1. 禁煙を希望する県民が、身近なところで相談が受けられるサポート体制を強化する。
2. 禁煙治療や禁煙支援に関する積極的な情報提供を行う。

目標1. たばこを習慣的に吸っている者の割合を減らす (%)

		現状値	目標値	出典
20～79歳の習慣的にたばこを吸っている者の割合	男	24.6	14.6	島根県県民健康栄養調査 (県健康推進課) 現状値：R4年度
	女	4.6	2.8	
(再)20～39歳の習慣的にたばこを吸っている者の割合	男	29.1	18.0	
	女	4.0	2.3	

目標：島根県保健医療計画、健康長寿しまね推進計画、島根県がん対策推進計画、島根県医療費適正化計画

目標2. 両親の妊娠中の喫煙をなくす (%)

		現状値	目標値	出典
妊娠中の喫煙率 (4か月児の父・母)	父	27.1	20.0	乳幼児アンケート (県健康推進課) 母子保健集計システム (県健康推進課) 現状値：R4年度
	母	1.1	0.0	

目標3. 両親の子育て期間中の喫煙を減らす (%)

			現状値	目標値	出典
両親の子育て期間中の喫煙率	4か月児	父	28.1	20.0	母子保健集計システム (県健康推進課) 現状値：R4年度
		母	2.4	0.0	
	1歳6か月児	父	28.8	20.0	
		母	4.0	0.0	
	3歳児	父	30.2	20.0	
		母	4.0	0.0	

目標4. 禁煙指導の実施体制を確保する

〈現状〉 令和5年4月1日現在

(箇所数)

圏域	松江	雲南	出雲	大田	浜田	益田	隠岐	合計
禁煙支援薬局数	21	5	21	4	22	13	0	86

※参考値：令和5年4月1日現在

(箇所数)

圏域	松江	雲南	出雲	大田	浜田	益田	隠岐	合計
禁煙治療実施医療機関数	35	6	25	8	19	12	3	108

柱4 普及啓発

(方向性)

1. 喫煙が健康に及ぼす影響等について、機会をとらえて啓発を行う。
2. 改正健康増進法の趣旨・内容について広く啓発を行い
「望まない受動喫煙をなくす」
「受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮する」
ことについて県民意識の醸成を図る。

目標1. いろいろな機会をとらえて、普及啓発活動を推進していく。

目標2. 改正健康増進法の認知度^(※)について、調査を実施し、受動喫煙防止についての意識向上を図る。(%)

(指針の見直し時期に合わせ再度調査を行い評価する)

	現状値	目標値	出典
改正健康増進法の認知度	24.7	増加	しまね web モニター調査 (県健康推進課) 現状値：R5 年度 (※) 法律の内容について、 「十分に理解している」「知っている部分がある」と回答した者の割合。

柱1 20歳未満の者の喫煙防止（最初の一本を吸わせない）

- (1) 関係機関と連携し、喫煙・飲酒・薬物乱用防止教室や出前講座等の喫煙防止教育に取り組む。
- (2) 関係機関と連携し、子どもの喫煙に影響を与えうる大人への啓発活動に取り組む。

柱2 受動喫煙防止

- (1) 「望まない受動喫煙をなくす」ために、改正健康増進法の趣旨・内容について、施設管理者等に適切な啓発・指導を行う。
- (2) 路上や第二種施設の屋外、家庭など、法律の規制がない場所での受動喫煙防止対策にも取り組む。

柱3 禁煙サポート

- (1) 禁煙希望者が増えるよう、喫煙が健康に及ぼす影響について啓発活動を強化する。
- (2) 禁煙意欲のある人が禁煙できるよう、適切な情報提供や、医療機関や禁煙支援薬局での禁煙指導等の支援体制の整備を進める。
- (3) 妊娠期、子育て期間中の親等に対する啓発活動を、市町村等と連携して実施する。

柱4 普及啓発

- (1) 喫煙が健康に及ぼす影響や新型たばこに関する正しい知識等について広く周知啓発を行い、県民意識の醸成を図る。

6

各機関における取組

	20歳未満の者の喫煙防止	受動喫煙防止	禁煙サポート	普及啓発
県・保健所	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関と連携した効果的な喫煙防止教育の実施 ● 街頭指導等により、喫煙防止や禁煙の意識啓発 ● 学校等を通じた保護者等の大人への意識啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ● 県民や多数の者が利用する施設等の管理者への適切な助言・指導 ● 受動喫煙防止の取組紹介や、助成制度等に関する情報提供 ● 「望まない受動喫煙」を受ける機会・場所の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ● 禁煙治療実施医療機関や禁煙支援薬局に関する積極的な情報提供 ● 喫煙が健康に及ぼす影響に関する周知・啓発 ● 薬局など身近な相談機関の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域でのイベントや世界禁煙デー、禁煙週間に合わせて啓発 ● チラシやグッズ等の啓発媒体を作成し、関係機関へ配布 ● たばこ対策に取り組む事業所等の紹介
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ● 乳幼児健康診査時などを活用した保護者への意識啓発 ● 学校での禁煙学習会の実施及び支援 	<ul style="list-style-type: none"> ● 庁舎や公民館などの関係施設の受動喫煙防止対策の徹底を推進 ● 教育委員会と連携した学校敷地内禁煙の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康教室等の実施による、禁煙者へのサポート体制の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種保健事業やイベント、地域における健康づくり活動の場を活用した住民への普及啓発
教育機関	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校での喫煙防止教育の実施及び支援 ● 「しまねっ子元気プラン」に基づいた喫煙防止教育の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ● 教育委員会と連携した学校敷地内禁煙の推進 		<ul style="list-style-type: none"> ● 喫煙が健康に及ぼす影響について、機会をとらえて児童・生徒や保護者へ啓発
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校と協力した、喫煙防止教育への助言、協力 	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療機関の敷地内禁煙の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 禁煙を希望する人への禁煙治療の実施、禁煙への助言 	<ul style="list-style-type: none"> ● 講演会の実施、協力
企業	<ul style="list-style-type: none"> ● 20歳未満の者（従業員含む）を喫煙可能場所に立ち入らせてはならないことの周知 	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業所での原則屋内禁煙の推進 ● 事業所における受動喫煙防止対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ● 禁煙を希望する従業員に対する禁煙サポート 	<ul style="list-style-type: none"> ● 従業員への健康教育の実施 ● 広報誌やポスター掲示等による従業員への啓発や情報提供
関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域内での見守り、声かけ運動の推進 ● 大学や専門学校等の20歳未満の学生への喫煙防止の指導 	<ul style="list-style-type: none"> ● 各団体の施設における受動喫煙防止対策の推進 ● 受動喫煙防止対策助成金制度のPR、利用促進 	<ul style="list-style-type: none"> ● 禁煙を希望する人へ禁煙サポートの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ● 各団体によるイベント等での啓発 ● 職員に向けた健康教育等による啓発

7

指針の推進と進行管理

- (1) 島根県たばこ対策推進会議において、取組の検討や評価及び指針の進行管理を行い、「健康長寿しまね推進計画」や「島根県保健医療計画」等各種計画や、国の施策等と整合性を図りながら推進する。
- (2) 県及び圏域の健康長寿しまね推進会議、健康長寿しまね活動推進委員会、圏域会議たばこ部会等において、「島根県たばこ対策指針」の推進を図る。

參考資料

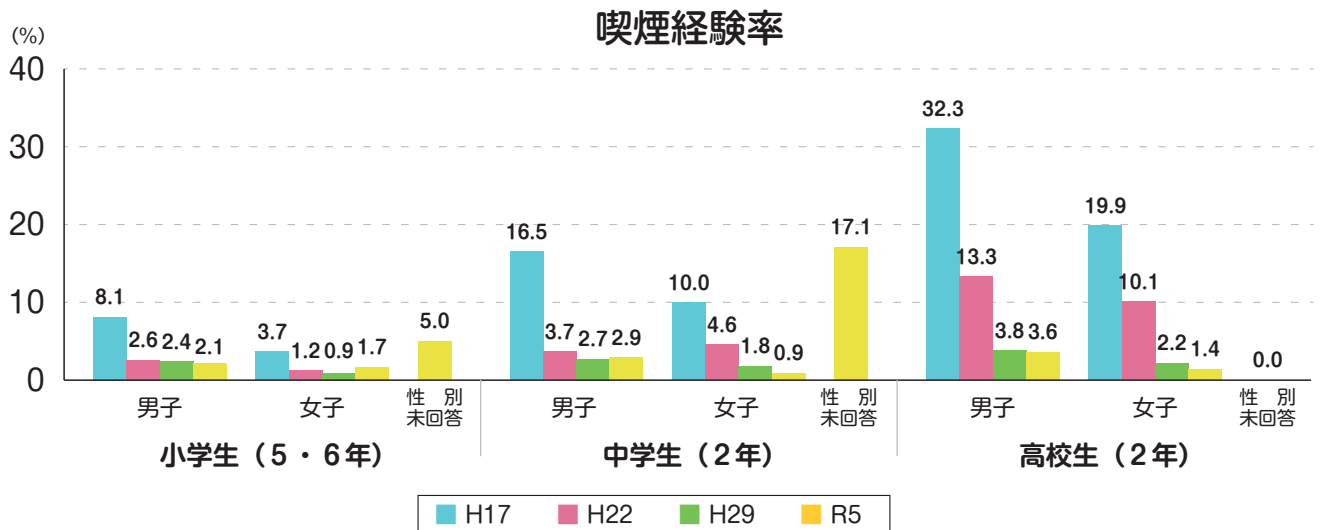
島根県のたばこ対策等の現状

1. 20 未満の者の喫煙状況について

(1) 20 歳未満の者の喫煙について

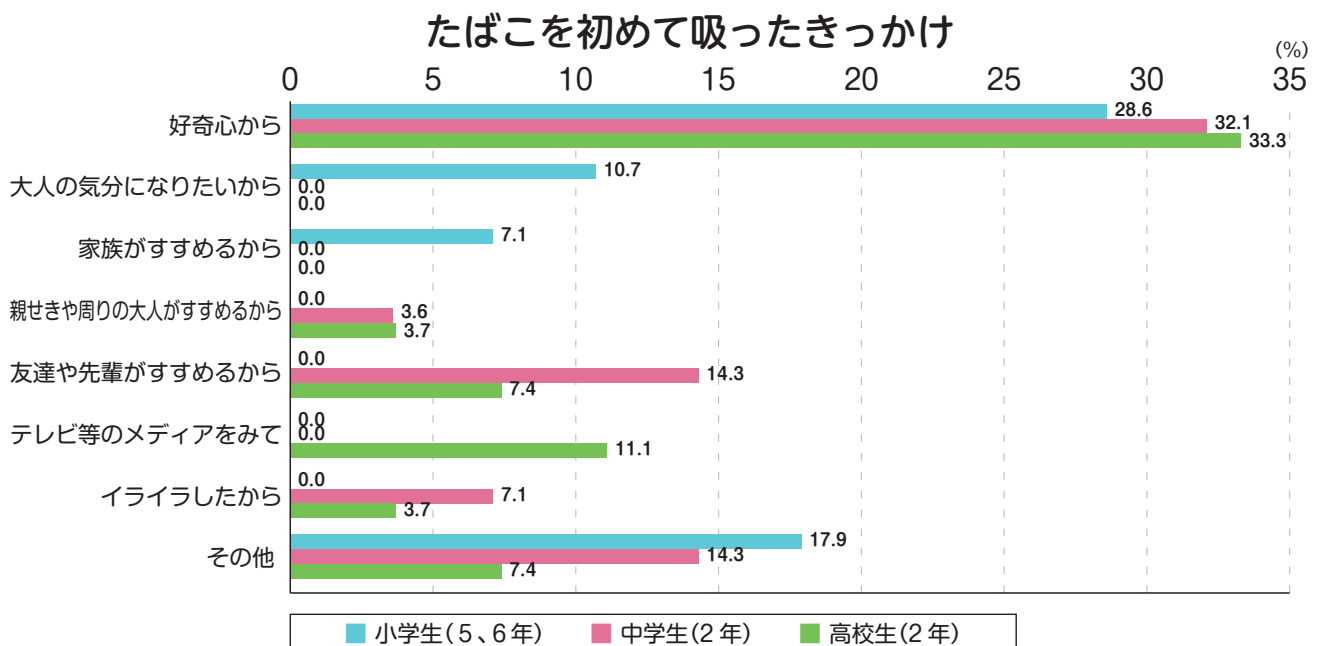
① 今までに一口でも喫煙したことがある児童・生徒の割合 (%)

		H10 年度	H17 年度	H22 年度	H29 年度	R5 年度
小学生 (5・6年)	男	19.5	8.1	2.6	2.4	2.1
	女	8.7	3.7	1.2	0.9	1.7
	性別未回答	-	-	-	-	5.0
中学生 (2年)	男	35.8	16.5	3.7	2.7	2.9
	女	23.1	10.0	4.6	1.8	0.9
	性別未回答	-	-	-	-	17.1
高校生 (2年)	男	61.0	32.3	13.3	3.8	3.6
	女	37.0	19.9	10.1	2.2	1.4
	性別未回答	-	-	-	-	0.0



(出典：20 歳未満の飲酒・喫煙防止についての調査)

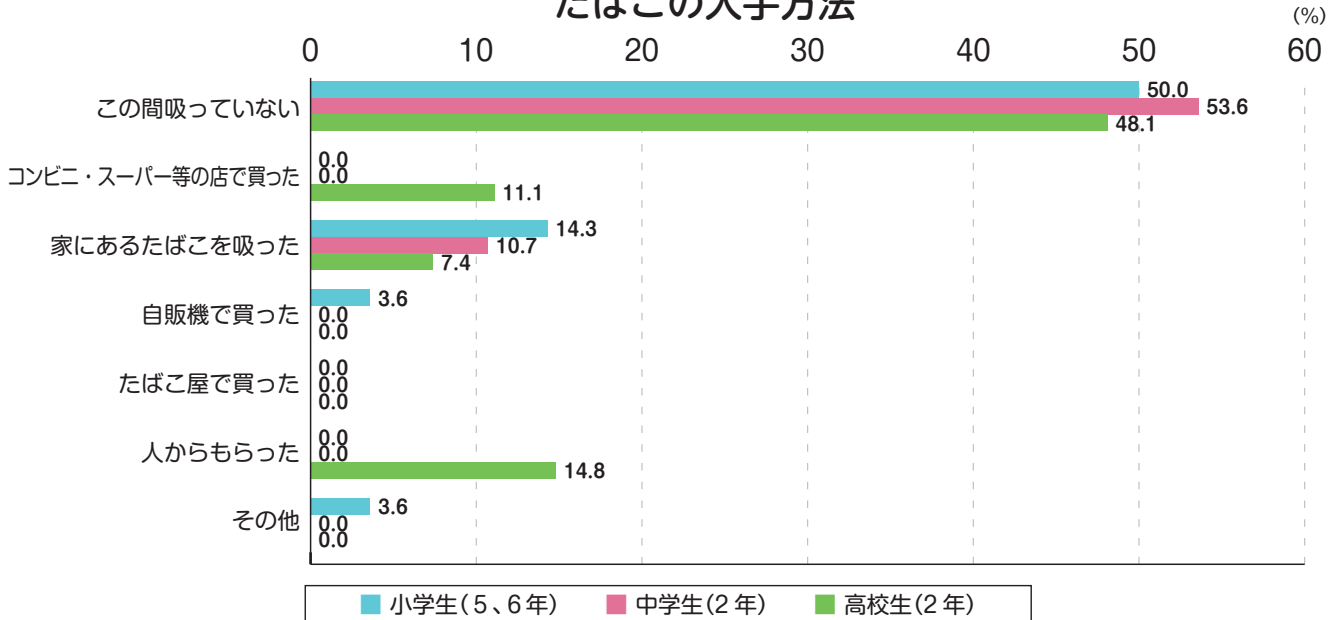
② 20 歳未満の者の喫煙のきっかけ



(出典：20 歳未満の飲酒・喫煙防止についての調査)

③たばこの入手方法

たばこの入手方法



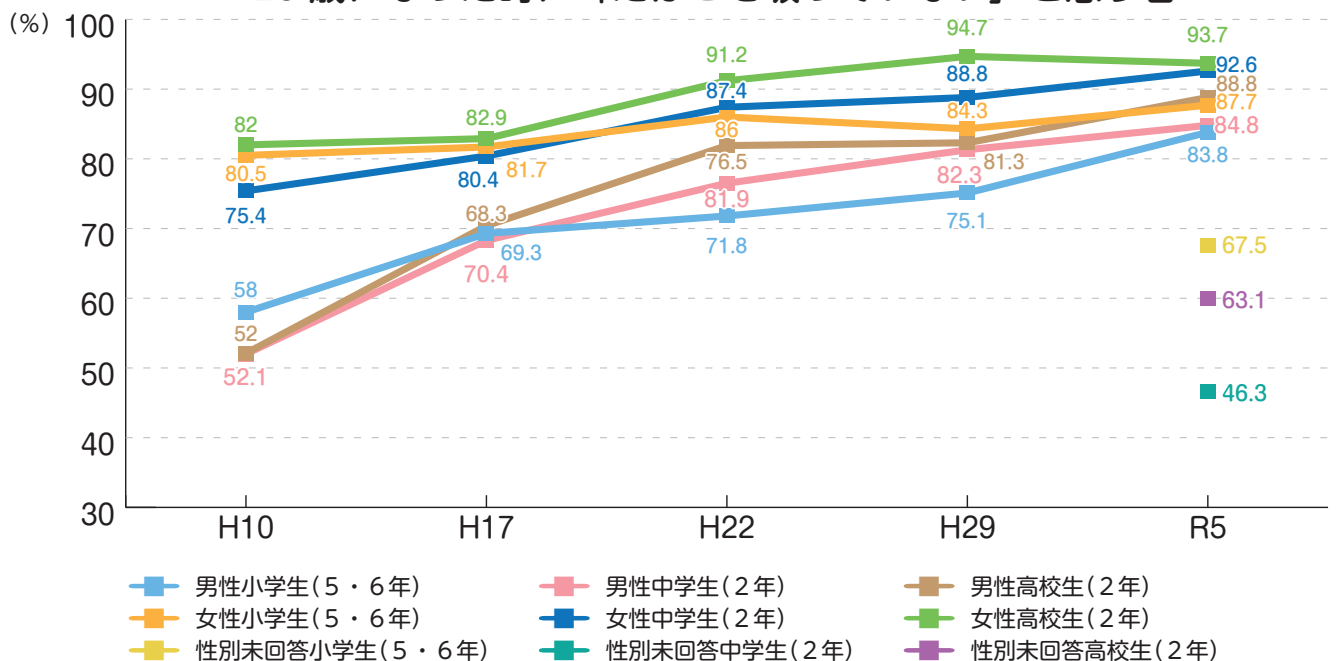
(出典：20歳未満の飲酒・喫煙防止についての調査)

④「20歳になった時にたばこを吸っていない(※)」と思う生徒の割合(%)

		H10年度	H17年度	H22年度	H29年度	R5年度
小学5・6年	男	58.0	69.3	71.8	75.1	83.8
	女	80.5	81.7	86.0	84.3	87.7
	性別未回答	-	-	-	-	67.5
中学2年生	男	52.0	68.3	76.5	81.3	84.8
	女	75.4	80.4	87.4	88.8	92.6
	性別未回答					46.3
高校2年	男	52.3	70.4	81.9	82.3	88.8
	女	82.0	82.9	91.2	94.9	93.7
	性別未回答	-	-	-	-	63.1

※「たぶん吸っていない」「絶対に吸っていない」と回答した生徒の割合

20歳になった時に「たばこを吸っていない」と思う者



(出典：20歳未満の者の飲酒・喫煙防止についての調査)

(2) 喫煙・飲酒防止教室を実施している学校 (%)

	R4 年度
小 学 校	34.0
中 学 校	44.6
高 等 学 校	25.0

(出典：保健体育課調査)

2. 受動喫煙防止対策について

(1) 完全敷地内禁煙を実施している学校割合 (%)

	H30 年度	R5 年度
小 学 校	100.0	100.0
中 学 校	100.0	100.0
高 等 学 校	98.0	98.3

(出典：市町村庁舎及び学校等の受動喫煙防止対策状況調査)

(2) 公共施設の受動喫煙防止対策状況 (%)

〈第1種施設〉

	R5 年度		
	県庁舎	市町村庁舎	子育て支援センター
敷地内全面禁煙	36.3	36.2	97.8
敷 地 内 禁 煙	64.7	63.8	2.2

〈第2種施設〉

	R5 年度
	公民館
敷 地 内 禁 煙	43.0
建 物 内 禁 煙	57.0

(出典：市町村庁舎及び学校等の受動喫煙防止対策状況調査)

(3) 「望まない受動喫煙」を受ける機会・場所 (%)

	R5 年度
家 庭	16.8
職 場	23.4
学 校	3.2
飲 食 店	23.8
遊 技 場	17.7
行 政 機 関	10.3
医 療 機 関	6.6
公 共 交 通 機 関	8.9
路 上	36.4
上記以外で子どもが 利用する屋外の空間	20.7

(出典：しまね web モニター調査)

※受動喫煙を受けた機会が「ほぼ毎日」「週に数回程度」「週に1回程度」「月に1回程度」と回答した割合（「行かなかった」と回答した者を除く）

3. 禁煙サポート

(1) たばこを習慣的に吸っている者の割合 (%)

		H22 年度	H28 年度	R4 年度
20～79歳の習慣的に たばこを吸っている者の割合	男	30.7	27.4	24.6
	女	7.0	4.4	4.6
(再) 20～39歳の習慣的に たばこを吸っている者の割合	男	46.0	30.3	29.1
	女	11.3	7.1	4.0

(出典：島根県県民健康栄養調査)

〈参考〉令和4年国民生活基礎調査による喫煙率 (%)

	全 国	島根県
全 体	16.1	15.4
男 性	25.4	26.1
女 性	7.7	5.3

(2) 両親の妊娠中の喫煙率 (%)

		H23 年度	H28 年度	R4 年度
両親の妊娠中の喫煙率 (4か月児の父・母)	父	42.0	37.6	27.1
	母	2.5	1.2	1.1

(出典：乳幼児アンケート、母子保健集計システム)

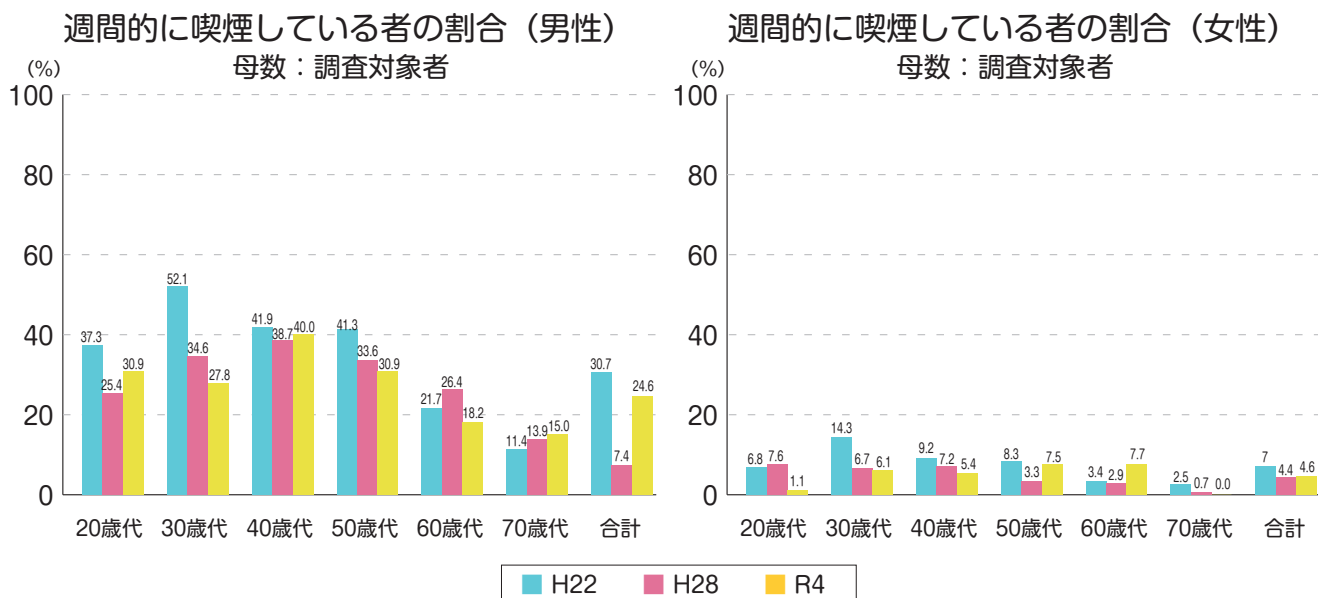
(3) 両親の子育て期間中の喫煙率 (%)

			H23 年度	H28 年度	R4 年度
両親の子育て期間中の 喫煙率	4か月児	父	42.0	29.8	28.1
		母	4.2	2.3	2.4
	1歳 6か月児	父	40.3	29.5	28.8
		母	7.8	3.0	4.0
	3歳児	父	44.0	35.2	30.2
		母	7.9	5.1	4.0

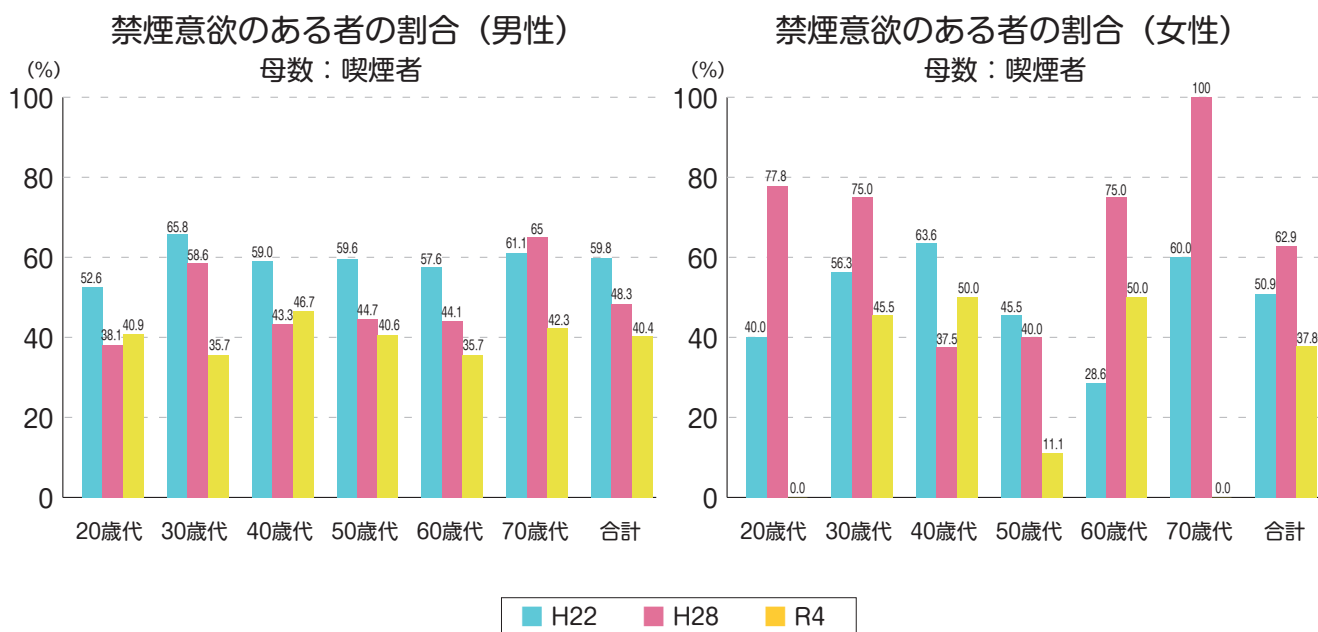
(出典：乳幼児アンケート、母子保健集計システム)

〈参考〉

○たばこを習慣的に吸っている者の割合と禁煙意欲のある者の割合（20～79歳）



○今後、禁煙したいと思っている者の割合



(出典：島根県県民健康栄養調査)

(4) 禁煙指導の体制

○禁煙支援薬局（施設数）

	松江圏域	雲南圏域	出雲圏域	大田圏域	浜田圏域	益田圏域	隠岐圏域	合計
H31. 2.1	25	6	20	4	14	14	0	83
R 5. 4.1	21	5	21	4	22	13	0	86

(健康推進課把握)

○禁煙治療実施医療機関（施設数）

	松江圏域	雲南圏域	出雲圏域	大田圏域	浜田圏域	益田圏域	隠岐圏域	合計
H27. 2.1	28	3	21	6	20	13	3	94
H31. 2.1	29	3	24	6	18	12	2	94
R 5. 4.1	35	6	25	8	19	12	3	108

(健康推進課把握)

○「禁煙手帳」の活用

禁煙の手助けの一つとして「まめなくんの禁煙手帳」を作成し、禁煙希望者や禁煙支援薬局、禁煙治療実施医療機関等へ配布している

4. 普及啓発

(1) 改正健康増進法の認知度 (%)

	R5 年度
認知度	24.7

(出典：しまね web モニター調査)

※法律の内容について、「十分に理解している」「知っている部分がある」と回答した者の割合。

関連法令等

●たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（平成 16 年 6 月批准、平成 17 年 2 月発効）

第三条（目的）

この条約及び議定書は、たばこの使用及びたばこの煙にさらされることの広がりを継続的かつ実質的に減少させるため、締約国が自国において並びに地域的及び国際的に実施するたばこの規制のための措置についての枠組みを提供することにより、たばこの消費及びたばこの煙にさらされることが健康、社会、環境及び経済に及ぼす破壊的な影響から現在及び将来の世代を保護することを目的とする。

第八条（たばこの煙にさらされることからの保護）

- 1 締約国は、たばこの煙にさらされることが死亡、疾病及び障害を引き起こすことが科学的証拠により明白に証明されていることを認識する。
- 2 締約国は、屋内の職場、公共の輸送機関、屋内の公共の場所及び適当な場合には他の公共の場所におけるたばこの煙にさらされることからの保護を定める効果的な立法上、執行上、行政上又は他の措置を国内法によって決定された既存の国の権限の範囲内で採択し及び実施し、並びに権限のある他の当局による当該措置の採択及び実施を積極的に促進する。

●健康増進法

（平成 14 年 8 月 2 日法律第 103 号）

第六章 受動喫煙防止

（国及び地方公共団体の責務）

第二十五条

国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙に関する知識の普及、受動喫煙の防止に関する意識の啓発、受動喫煙の防止に必要な環境の整備その他の受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

（関係者の協力）

第二十六条

国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設（敷地を含む。次条第二項及び第二十五上の五について同じ。）を管理する者その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

（喫煙をする際の配慮義務等）

第二十七条

- 1 何人も、喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないように周囲の状況に配慮しなければならない。
- 2 多数の者が利用する施設を管理する者は、喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならない。

●労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）

第六十八条の二（受動喫煙の防止）

事業者は、室内又はこれに準ずる環境における労働者の受動喫煙（健康増進法（平成十四年法律第百三号）第二十五条の四第三号に規定する受動喫煙をいう。第七十一条第一項において同じ。）を防止するため、当該事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

各種計画の根拠法令等

◆医療計画

医療法（昭和二十三年七月三十日法律第二百五号）

第三十条の四

都道府県は、基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画（以下「医療計画」という。）を定めるものとする。

◆健康増進計画

健康増進法（平成十四年八月二日法律第百三号）

第八条（都道府県健康増進計画等）

都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の住民の健康の増進の推進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県健康増進計画」という。）を定めるものとする。

◆がん対策推進計画

がん対策基本法（平成十八年六月二十三日法律第九十八号）

第十一条（都道府県がん対策推進計画）

都道府県は、がん対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県におけるがん患者に対するがん医療の提供の状況等を踏まえ、当該都道府県におけるがん対策の推進に関する計画（以下「都道府県がん対策推進計画」という。）を策定しなければならない。

